

小山台小学校放課後
キッズクラブ
入会のしおり
令和6年度版



**小山台小学校放課後キッズクラブ
運営法人 株式会社スマイルクルー**

(注) 本案内の内容は、令和5年12月時点で作成したものです。



目次

1	放課後キッズクラブとは	1
2	運営法人 株式会社スマイルクルーについて	
3	小山台小学校放課後キッズクラブの活動について	
4	放課後キッズクラブの開所日について	2
5	放課後キッズクラブの利用区分について	3
6	わくわく【区分1】の利用について	4
7	すくすく【区分2A・B】の利用について	6
	くすくす【区分2A・B】の利用料減免制度について	8
8	保険への加入について	11
9	入退室システム「みまもりキッズ」について	14
10	入退室システム「みまもりキッズ」ユーザー登録方法と利用方法	
11	利用料等の支払方法について	15
12	利用申込みについて	16
13	利用の決定について	17
14	新1年生の利用開始について	
15	利用区分の変更について	18
16	広報誌『キッズニュース』	19
17	利用予定の予約入力について ～入退室システム【みまもりキッズ】活用	20
18	『利用カード』の提出について	21
19	利用当日の流れについて	23
20	おやつについて	25
21	警報発表時等の対応について	26
22	夏休み期間中の利用について	27
23	「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について	28
24	ご意見・ご要望等について	29
25	お問い合わせ先	

(参考資料)

- ・令和6年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について
- ・個人情報の取り扱いに関する同意書（保護者様）

(添付資料) 登録の際、必ずご提出いただく書類および手続き

- ・ 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例
- ・ 保険掛金 払込取扱票（利用申込書に受領証を貼り付けて提出）
- ・ 入退室システム「みまもりキッズ」登録・予約方法

(様式等) 必要に応じてご提出いただく書類

- ・ ※放課後キッズクラブ利用区分変更申込書、変更申込書記載例
- ・ ※就労（予定）証明書、就労（予定）証明書記入例【区分2A・2B】
- ・ ※自営業従事者等申告書
- ・ ※病気・障害等申告書
- ・ ※求職活動申告書
- ・ ※利用にあたってのお願い兼放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

各種様式書類はキッズクラブにご用意しています。
※の書類は株式会社スマイルクルーのホームページからもダウンロードしていただけます。



1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

小山台小学校放課後キッズクラブは、栄区が選定した法人（運営法人：スマイルクルー）が運営を行っています。

2 運営法人 株式会社スマイルクルーについて

【スマイルクルーはかけがえのない子どもたちの未来を笑顔にするために、子育てをサポートします。】

子育て支援事業を中心に地域密着を目指し、笑顔あふれる楽しい環境を子どもたちに与えていきたい思いから、平成28年度より放課後キッズクラブの運営に尽力してまいりました。令和6年度は新たな1校の開設を含めて、11区23校のキッズクラブを運営しています。

スマイルクルーは「学校・保護者・地域」との連携に加え、運営する現場のスタッフと共に、各キッズクラブの状況に応じた対策を講じ、プログラムの充実を図っていきます。

皆様のご期待に応えられるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願い致します。

★詳細は、株式会社スマイルクルーのホームページよりご確認ください。



Smile Crew
株式会社スマイルクルー

3 小山台小学校放課後キッズクラブの活動について

小山台小学校放課後キッズクラブでは、校舎3階にあるキッズ専用ルームを主な活動場所としています。宿題をしたり、工作をしたり、お友達と遊んだり、一人で本を読んだり…優しいスタッフに見守られながら、みんなそれぞれ思い思いにのびのびと過ごしています♪また、校庭や体育館など学校の施設をお借りして、身体を動かす遊びをしています。

《小山台キッズクラブの活動の様子》



放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合（※1）や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは5 放課後キッズクラブの利用区分について参照）。

（※1）

＜放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例＞

	警報発表時 ※詳しくはP26 参照	夏休み期間中の猛暑時 ※詳しくはP27 参照	学級閉鎖等
区分1	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。※2
区分2A・B (区分1スポット利用含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、やむを得ない理由により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく区分」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく区分」があります。

また、「すくすく区分」には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】		
		ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】	
利用目的	遊びの場	遊びの場＋生活の場		
登録条件	・当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること・当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。			
	—	<u>留守家庭児童等※であること</u>		
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日を 除く学校 休業日	利用時間（午前または午後の2時間程度）については、キッズニュースでお知らせします。 ※午前・午後のどちらかで利用ができません。	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え	<u>各キッズクラブで定められている一斉下校時刻以外に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。（詳しくはP24を参照）</u>			
利用料	無 料 ※スポット利用は800円/回 +おやつ代 <u>おやつ代1回100円</u>	月額2,000円+おやつ代（7、8月のみ2,500円+おやつ代） おやつ代1回100円 ※延長料（午後7時まで）は400円/回	月額5,000円+おやつ代（7、8月のみ5,500円+おやつ代） おやつ代1回100円	
		<u>減免あり（詳しくはP8を参照）</u>		
保険加入料	年額700円必須（詳しくはP11を参照）			
定員	なし	あり		
利用申込に必要な書類	利用申込書	・利用申込書 ・ <u>留守家庭児童等であることの証明書</u>		
		※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）</u> の提出が必要です。		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

6 わくわく【区分1】の利用について

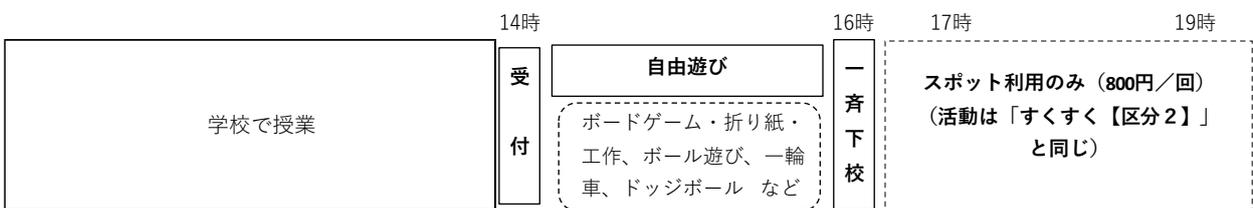
(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前または午後、どちらかの時間帯で参加。詳しい時間帯はキッズニュースでお知らせします。

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校のある日）>

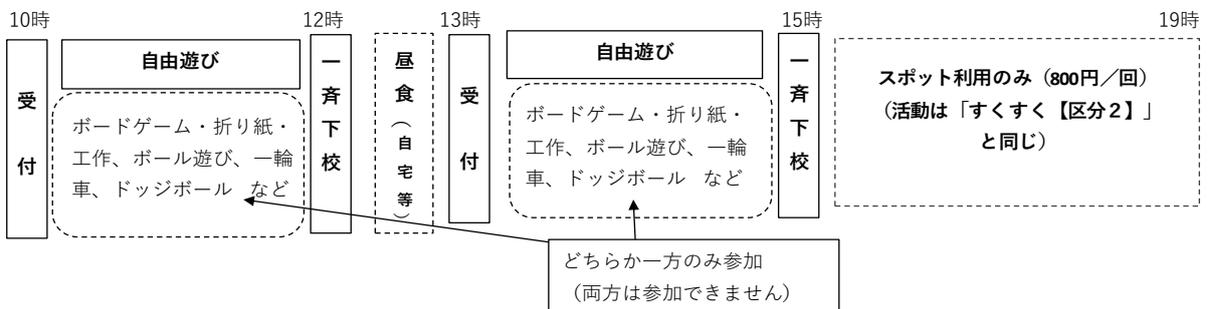


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料について

わくわく【区分1】は**無料**です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP11を参照）。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童等として午後7時まで受入れる制度です。すすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（100円）がかかります。（支払方法はP15を参照）。

※スポット利用の場合、放課後キッズクラブの一斉下校時刻以外は、保護者のお迎えが必須となります。

(4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P26 参照）や夏休みにおいて猛暑が予想される時（P27 参照）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただきます。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

7 すくすく【区分2A・B】の利用について

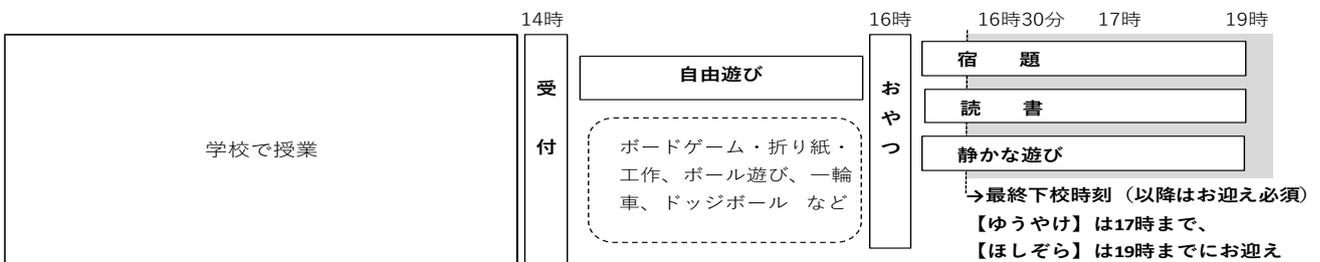
(1) 利用時間

	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】※	すくすく(ほしぞら)【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は延長料(400円/回)を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

(2) 一日の活動スケジュール(標準例)

<平日(学校がある日)>



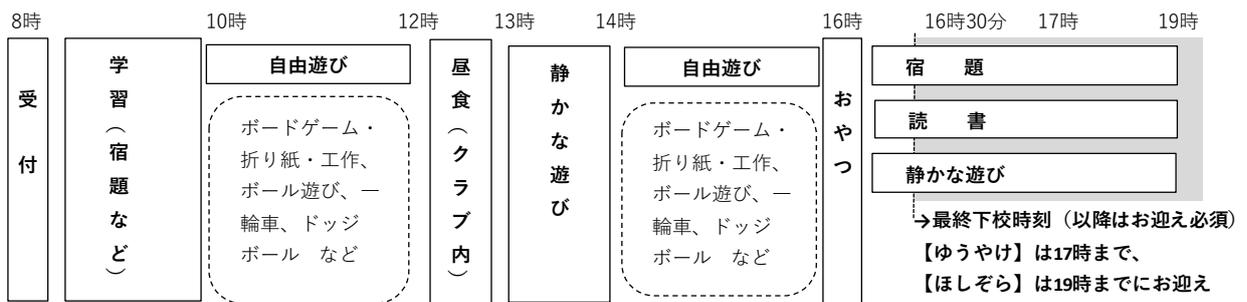
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

★土曜日は8時30分からの開所です。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
利用料（月額）	2,000円 （7、8月のみ2,500円）	5,000円 （7、8月のみ5,500円）
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—

※利用料とは別に保険の加入が必要です（詳しくはP11参照）。

※すくすく【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として1回100円がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュースや入退室システム「みまもりキッズ」等でお知らせしていきます。）

※利用料はクラブが指定する期日までにお支払いください。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります（詳しくは次ページ参照）。

<すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

(1) 減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

(2) 減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

- (例) 月額利用料(※)が2,000円の場合は、減免後の利用料は月額0円
月額利用料(※)が5,000円の場合は、減免後の利用料は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料(1回800円)、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長料(1回400円)及び保険加入料は減免の対象となりません。

(3) 減免制度利用にあたっての留意点

- ・(1)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等)については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

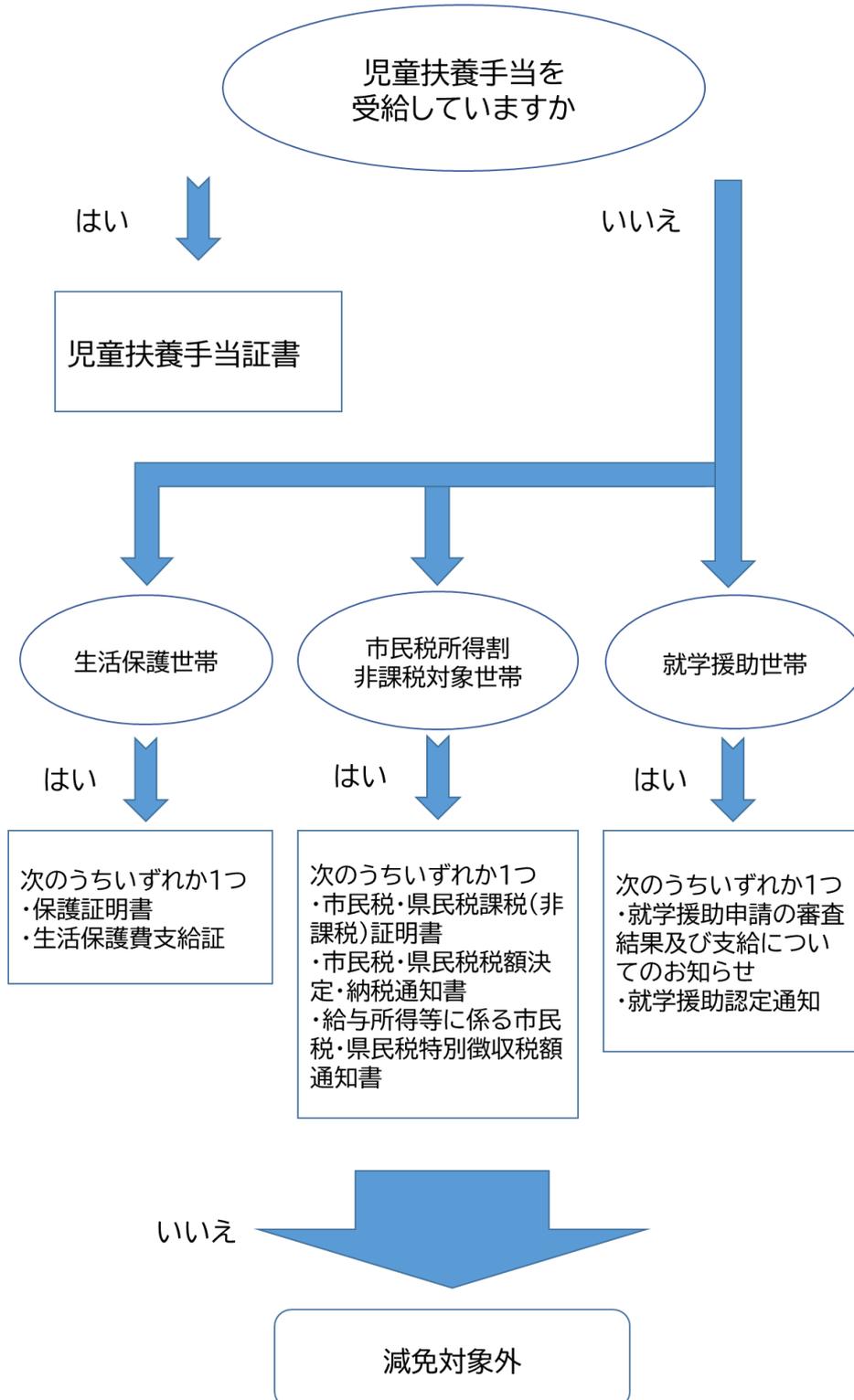
(4) 減免制度利用にあたっての手続き

減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。)

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 ※1	キッズクラブの申込時 又は 減免の適用を受けようとする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。)
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】		区役所税務課で取得することができます(1件につき300円がかかります)。※2
市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。※2
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。※2
就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】	学校から受理次第速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。(当該月から減免の適用となります。) ・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。(減免相当額は後日返金※3) ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。

※3 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額¥700円）を負担していただきます。

この保険は小山台小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人株式会社スマイルクルーが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、保険の掛金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。また、保険制度に関するQ&Aもあわせてご覧ください。

補償内容

【①傷害保険】「②賠償責任保険」2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険の掛金

お子さん1人につき年額700円

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4000円/日
	死亡	3000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額1名/1事故 5億円

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

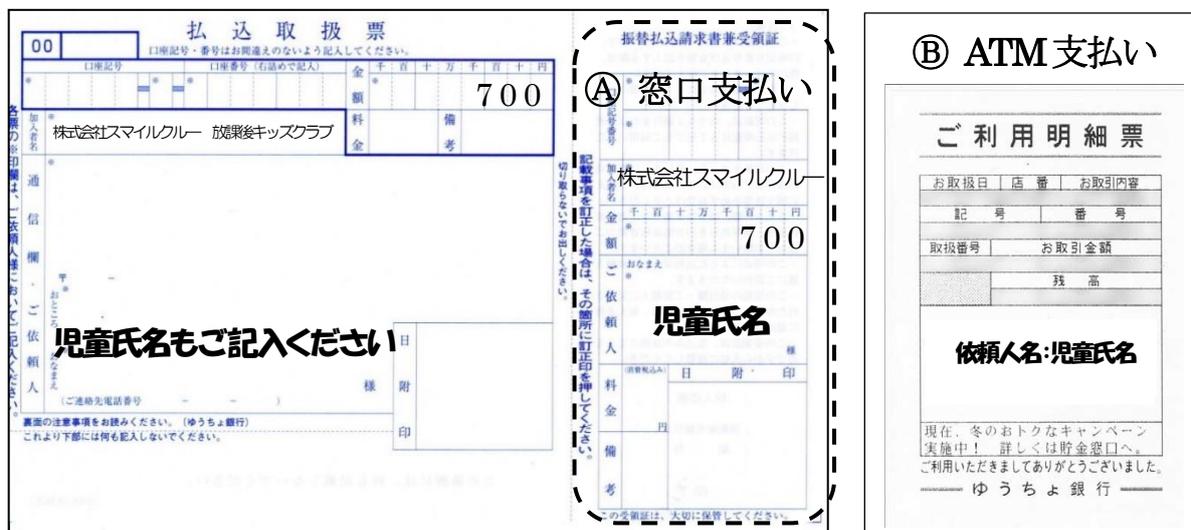
(4) その他

- ・利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

(5) 支払方法

① 「払込取扱票」を用いてのお支払い

ゆうちょ銀行または郵便局のATMで、入会のしおりに添付されている「払込取扱票」を用いてお支払いください。お支払い後、①か②を利用申込書に貼付してください。



② 「電信振替」でのお支払い

ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMから電信振替ができます。

お支払い後、『ご利用明細票』を利用申込書に貼付してください。

ゆうちょ口座からの送金先	他銀行口座からの送金先
店名 〇二九 (ゼロ・ニ・キュウ)	銀行名 ゆうちょ銀行
預金種目 当座	店名 〇二九 (ゼロ・ニ・キュウ)
口座番号 0143480	預金種別 当座
口座名義人名 (カ) スマイルクルー	口座番号 0143480
【手数料】 100円 (令和5年度12月時点)	口座名義人名 (カ) スマイルクルー
	【手数料】 銀行により異なる

※ 「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

③ 「インターネットバンキング」でのお支払い

振込結果が分かるようにプリントアウトして利用申込書に貼付 (添付) してください。

【手数料について】

ゆうちょのインターネットバンキングは月5回まで手数料が無料になります。(6回目以降は100円)

他銀行口座からの送金手数料は銀行によって異なります。

※ 「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

②③をご選択の場合、「残高」が記載されることがあります。キッズクラブにお持ちになる際は金額を塗りつぶす等、残高金額が見えないようにご注意ください。

保険制度に関する Q&A



Q 負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q 振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？

A お子さまにお金を持たせることは、やめてください。
キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。

Q 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A 1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1,400円となります。

Q 1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に負担金をお支払いください。

Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A 保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負担金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。

Q キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、負担金の700円は返還してもらえますか？

A 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 保険金支払いの対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中（自宅への一時帰宅も可）の「急激かつ偶然的事故」による傷害です。したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけんしょう炎などは、傷害に該当しませんので、保険金支払の対象にはなりません。

Q 子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は出るのですか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるものではなく、定額の支払となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？

A キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

9 入退室システム「みまもりキッズ」について

放課後キッズクラブでは、入退室管理システム「みまもりキッズ」を導入しています。

※入会の際はユーザー登録が必要となりますので、利用申込書の提出までに必ず登録をお願いいたします。

※前年度までに一度登録されているお子様は登録不要です。



入退室システムイメージ

10 入退室システム「みまもりキッズ」ユーザー登録方法と利用方法

別添の「みまもりキッズ登録方法・利用予約方法」をご参照いただき、ご登録ください。

登録の際の③「各施設から指定されたあいことば」は、ひらがなで『こやまだい』です。

11 利用料等の支払方法について

(1) 利用料金等の支払方法

- ① ご指定のゆうちょ銀行口座より自動引き落としとなります。
(※保護者様の負担を少なくするため、引落しの口座をゆうちょ銀行に限定させていただいております。)

令和6年度からは、今までの区分2の利用料に加え、区分1のスポット利用料、おやつ代、プログラム参加料、材料費などキッズクラブにかかるすべての利用料は、ご登録の口座からの引落としに変更することになりました。(引落とし1回につき手数料は10円がかかります。手数料は保護者様のご負担となります。)

つきましては、令和6年度の利用申込みの際、口座のご登録をお願いいたします。前年度までにゆうちょ銀行の口座登録をされている場合は、引き続き、その口座から引き落としとなりますので、再登録は不要です。

※ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない場合は、新たに口座を開設していただく必要があります。

- ② 毎月末締めのご合計金額を翌月20日に自動引き落としさせていただきます。引き落とし日が土日・祝日の場合はゆうちょ銀行の翌営業日の引き落としとなります。ご入金の前日までにお願いいたします。

- ③ 引き落とし額
月額利用料・延長料・スポット利用料・プログラム参加料・おやつ代(1回100円)等の合算額と振替手数料(10円/月)。
引き落とし額は毎月10日頃「みまもりキッズ」のマイページでご確認いただけます。

- ④ 引き落としができなかった場合
残高不足などで引き落としができなかった場合は、利用月の翌月末日に再度引き落としがありますので、前日までにご入金をお願いいたします。2回とも引き落としができなかった場合は、払込票をご自宅へお送り致しますので、各自でご入金ください。(振込手数料は保護者様負担)

- ⑤ 口座登録がお済でない方は払込票をご自宅へお送り致しますので、各自でご入金ください。
(振込手数料は保護者様負担)

＜登録方法＞ 口座情報の登録方法については、添付資料の「みまもりキッズ・
口座登録方法」をご参照ください。

12 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月 20 日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切※4/1 から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込書 ・保険料（700円） ・みまもりキッズ登録 *1 ・口座登録 *2 	令和6年3月19日	利用開始予定日の前日まで
すくすく 【区分2A・B】	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込書 ・保険料（700円） ・みまもりキッズ登録 *1 ・口座登録 *2 ・留守家庭児童等を証明する書類 	令和6年3月19日	令和6年3月19日

※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、給食開始日からの利用開始となります（詳しくは次ページ参照）。

*1 前年度までに一度登録されているお子さんは、不要です。

*2 前年度までにゆうちょ銀行の口座を登録されている方は、不要です。引続きその口座から引き落とされます。

<留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<u>就労（予定）証明書</u>
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u>
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> （※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> （※2）
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> ※ ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

- ※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）
- ※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

13 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人株式会社スマイルクルーから事前にご連絡させていただきます。

14 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は給食開始日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代1回100円）の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から給食開始日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

15 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月25日までに提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月25日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。
- 一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- すくすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

16 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月20日ごろに発行し、学校を通じて全校児童に配布します。また入退室システム「みまもりキッズ」の「お知らせ機能」からも同じものをダウンロードし閲覧していただけます。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、随時に全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

(2) 『キッズニュース』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズニュース』および『ホームページ』への写真掲載について～

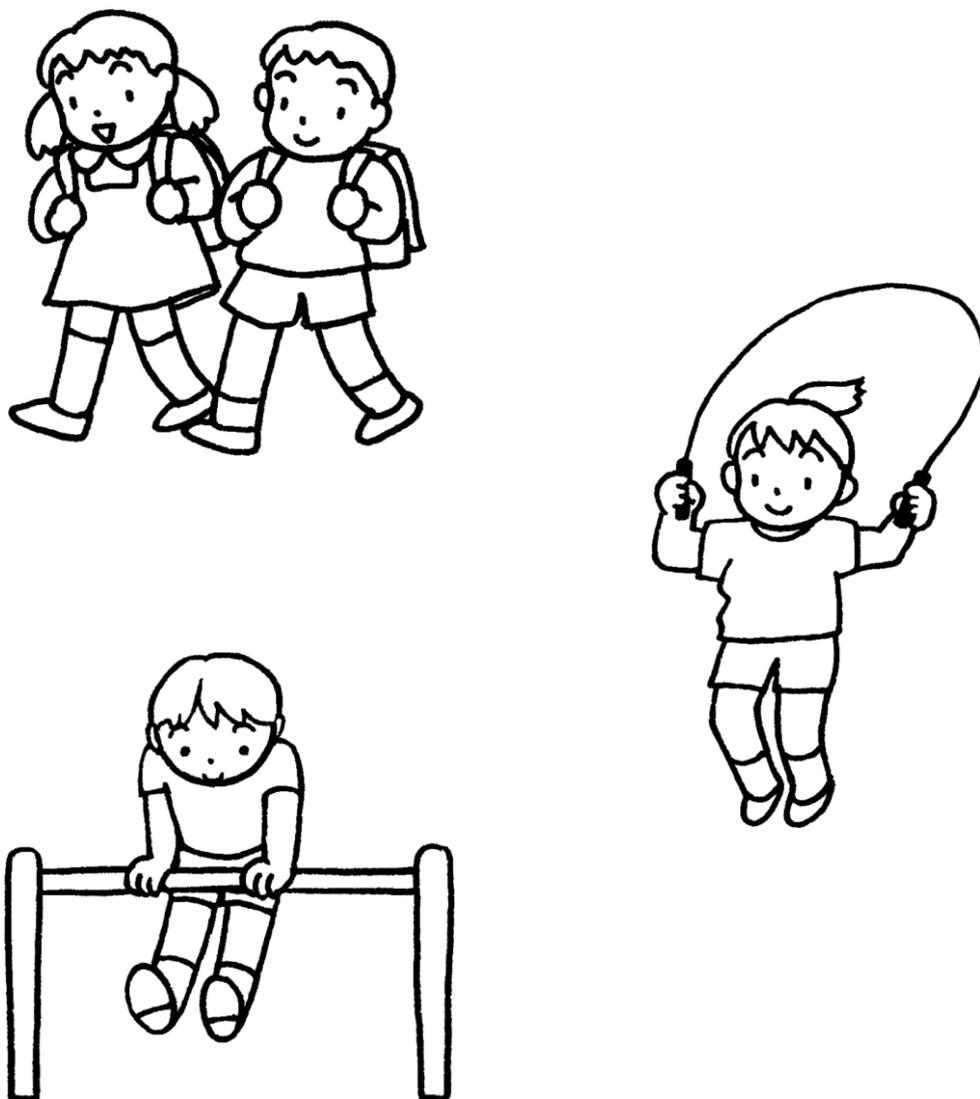
『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、「利用申込書」の裏面「確認事項」にご記入のうえ、ご提出ください。

17 利用予定の予約入力について ～入退室システム【みまもりキッズ】活用

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、入退室システム「みまもりキッズ」から利用予定の予約をお願いしています。

別添の「みまもりキッズ登録方法・利用予約方法」に詳しい手順が掲載されていますので、そちらに沿って予約をお願いいたします。

翌月の利用予定申し込み期間は「キッズニュース」で随時お知らせします。



18 『利用カード』の提出について

キッズクラブでは入退室システムでお子さんの利用予定を確認し、『利用カード』でその日に実際に利用する(した)かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『利用カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。内容を確認し、下校時にお返しします。

<利用カードの配付方法>

『利用カード』は、2ヶ月に一度、キッズクラブに参加したお子さんに順次お渡しします。利用日に『利用カード』がお手元がない場合は、必要事項を記入したメモをクリアファイル(QRコード付き)に入れてお持ち下さい。

<利用カードの記入方法> ※利用カードのイメージと合わせてご確認ください。

- ① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 予約した利用予定を確認し、必要事項(「帰宅時間」・「お迎えの有無」・「保護者印(署名も可)」)を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「利用カード」を職員に渡すようにしてください。放課後キッズクラブで利用の印を押します(それが「利用確認」になります)。

<利用カードのイメージ>

放課後キッズクラブ利用カード (2年 4月前半)						
一斉下校 17:00 2年 1組 なまえ 横浜 太郎 (区分①・2)						
日	曜日	帰宅時間	お迎えの有無	連絡事項	保護者印	キッズ印
4/1	水	:	有・無			
2	木	:	有・無			
3	金	:	有・無			
4	土	:	有・無			
5	日	休 日				
6	月	:	有・無	入学式・始業式		
7	火	:	有・無			
8	水	:	有・無			
9	木	16:00	有・ 無	一斉下校	横浜	出
10	金	:	有・無			
11	土	:	有・無			
12	日	休 日				
13	月	:	有・無	給食開始		
14	火	:	有・無	学級懇談会		
15	水	15:30	有 ・無	母 迎え	横浜	出

*キッズクラブでは利用予定表でお子さんの予定を確認し、利用カードで参加・不参加を確認します。登校前にお子さんに『今日、キッズに行くかどうか』を確認し、参加日には保護者の方が必ず記入し、QR つきのファイルに入れてお持ちください。

記入例

10	金	15:30	有 ・無	母迎え	佐藤	
----	---	-------	-------------	-----	----	--

<利用日にお子さんが利用カードを忘れた場合>

- ・「みまもりキッズ」に利用予約があっても、利用の確認するため、キッズクラブから保護者の方に連絡をします。
- ・保護者の方の利用確認が取れるまでは、お子さんをキッズクラブに留め置きます。
- ・なお、すすく（ゆうやけ）【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。また、わくわく（区分1）のお子さんが午後4時を越えて留め置きとなった場合は、スポット利用として800円/回がかかります。
- ・利用カードがなく、かつ「みまもりキッズ」にも利用予約がない場合は、原則キッズクラブを利用できませんので、ご注意ください。

<予定外の利用の場合（「みまもりキッズ」で予約がなく、急きょ利用したい場合）>

- ・わくわく【区分1】（スポット利用除く）においては、利用カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。「利用カード」で保護者印（又は署名）が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。
- ・すすく区分【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「利用カード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

<利用を取りやめる場合>

当日の午後2時30分頃までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。
なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- ・お子さんの安全確認の観点から、事前に予約した日の利用が原則です。

※急な利用、急な利用取りやめ等、予約と異なる利用をする場合は、必ず直接放課後キッズクラブへ電話連絡するようお願いいたします。子どもの登校後に急な利用が決まった場合は、学校への連絡も重ねてお願いします。

また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、確認のためキッズクラブで把握している保護者の電話番号へ折り返しの電話をする場合がありますのでご了承ください。

小山台小学校放課後キッズクラブ連絡先

045-894-8303

19 利用当日の流れについて

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、上履きのままキッズクラブに行きます。キッズクラブはキッズ専用ルームです。
※学校休業日等については、正門のキッズ専用インターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、通用口より入校し、キッズルームまで行きます。
- ② 上履きを脱いで、上履き入れに入れたら、利用カードをキッズクラブのスタッフに渡して受け付けをします。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

① 平日（学校がある日）の持ち物について

- ・ クリアファイル（QRコード付）
- ・ 利用カード（利用日に「帰宅時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」の記入あり）
- ・ 上履き（学校と同じ上履きを使用します）
- ・ タオル、ハンカチ
- ・ 水筒

② 土曜日等（学校がお休みの日）の持ち物について

- ① 平日の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
 - ・ お弁当（12時～12時30分に利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
 - ・ 水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
 - ・ 着替え（校庭や体育館で遊んだあと、暑い季節など必要に応じて）
 - ・ タオル、ハンカチ

<キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

- ・ 学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

(3) 帰り方（「一斉下校」と「お迎え」）

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る「一斉下校」と、キッズルームまでお子さんを迎えに来る「お迎え」の2種類があります。なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し一斉下校を行っています。

① 一斉下校—わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合

午後4時の一斉下校となります。

※プログラム参加時はプログラム終了時間（午後4時を超えた場合）後、一斉下校となります。

プログラム終了予定時間が午後4時を超える場合は、事前にキッズニュースでお知らせします。

② 一斉下校—すくすく【区分2A・B】又はわくわく【区分1】のスポット利用の場合

一斉下校時刻以外は、保護者又は保護者代理引き取り人のお迎えが必要です。下表のとおり、季節ごとに一斉下校時刻が異なりますのでご注意ください。

時期	一斉下校時刻	
	平日	土曜日・学校休業日・長期休業期間
4月～9月	「午後4時00分」「午後4時30分」 最終「午後5時00分」	「12時00分」「午後3時30分から30分毎」 最終「午後5時00分」
10月・ 2月・3月	「午後4時00分」 最終「午後4時30分」	「12時00分」「午後2時30分」 「午後4時00分」 最終「午後4時30分」
11月～1月	最終「午後4時00分」	「12時00分」「午後2時30分」 最終「午後4時00分」

③ お迎え

『利用カード』にお迎え予定時間とお迎えに来る方（母、父、兄、姉等）を記入してください。

- お迎えは保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。

お迎えの際は、正門左手のキッズ専用インターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、体育館通路側入り口でキッズ専用インターホンを押してください。扉を開錠しますのでキッズルームまでお越しください。校内では青い階段をご利用ください。

- 授業終了後のお兄さん、お姉さんと一緒の下校もできます。その場合はお兄さん、お姉さんが授業終了後キッズルームにお迎えにきて一緒に下校します。帰宅後にお迎えに来ることはできません。

・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合

利用カードに「お迎え」となっている場合で、午後4時（プログラム参加時はプログラム終了時間）を超えた場合は、原則としてスポット利用の扱い（800円/回）となります。

・すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の場合

利用カードに「お迎え」となっている場合で、午後5時（プログラム参加時はプログラム終了時間）を超えた場合は、原則として延長利用の扱い（400円/回）となります。

【代理引き取り人について】

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」にある「児童代理引き取り人届出」欄に代理引き取り人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、入室システム「みまもりキッズ」にも同じ代理の方のご登録をお願いします。代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

20 おやつについて

すすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅵ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として1回100円を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

おやつの提供時間：午後4時30分～

※区分に関わらず、午後4時30分以降も利用される方は、原則おやつ代1回100円がかかります。



2 1 警報発表時等の対応について

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、閉所となります。</p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。スポット利用以外のわくわく区分のおさんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者<u>又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※「特別警報」発表時は閉所します。</p>

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

2.2 夏休み期間中の利用について

(1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録 ※メール配信の目安は4月～10月頃です。

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn

アカウント名 : 環境省、二次元コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）



(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

23 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、予めご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブページ>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.dandl.go.jp/info:indljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.htm>

2 4 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、小山台小学校放課後キッズクラブまたは運営法人株式会社スマイルクルーまでご相談ください。

小山台小学校放課後キッズクラブ：長谷川 鮎美
運営法人 株式会社スマイルクルー：高松 帆鷹

2 5 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

小山台小学校放課後キッズクラブ	TEL：894-8303	FAX：894-8303
運営法人 株式会社スマイルクルー	TEL：316-4355	FAX：316-4356
横浜市栄区こども家庭支援課	TEL：894-8434	FAX：894-8406

＜当社ホームページ『お問い合わせはこちら』からメールでのご質問も承っております。＞



メールでのご質問の際には、『キッズクラブ名』『新学年』『児童氏名』を明記してください。

個人情報の取扱いに関する同意書（保護者様）

1. 個人情報の適切な保護と管理者

当社は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、お預かりした個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

統括責任者 齊藤真紀 （045-316-4355）

2. 個人情報の利用目的

保護者の皆様からお預かりした児童及び保護者の個人情報は、下記の目的に限り利用いたします。

- ・当社が提供する学童保育サービスに用います。
- ・利用料およびおやつ代などのご請求に利用いたします。

3. 個人情報の第三者提供

・お預かりした個人情報を法令に基づき、市役所などに提供することがあります。
・お預かりした個人情報を、怪我の治療等で医療関係者に提供することがあります。
その他に法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の委託

当社は、上記2の利用目的の範囲内で、お預かりした個人情報の全部もしくは一部の取り扱いを他の事業者へ委託する場合があります。その際当社は委託する事業者を適切に選定評価し、個人情報の取扱いに関する契約を締結します。

5. 個人情報を提供されることの任意性について

ご自身の個人情報を当社に提供されるか否かは、ご本人のご判断によります。
しかし、必要な情報をご提供いただけない場合には、上記2.の利用目的が達成できず、不利益を被る可能性がありますので予めご了承ください。

6. いただいた個人情報に開示等の請求について

当社に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、第三者への提供の停止、消去）の請求することができます。

ご要望がある場合は以下の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。その際、当社にご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

〒220-0023 神奈川県横浜市西区平沼一丁目13番14号

パーク・ノヴァ横浜老番館301

株式会社スマイルクルー 個人情報に関するお問い合わせ窓口 総括責任者

メールアドレス：pms@smilecrew.co.jp ※特定電子メールはご遠慮ください

TEL：045-316-4355（受付時間 平日9:00～18:00） FAX：045-316-4356

上記内容をご確認いただき、「放課後キッズクラブ利用申込書」へのご署名をもって同意されたことといたします。

利用料減免制度を申し込まれた保護者の皆様へ

放課後キッズクラブ利用料減免制度の利用にあたってのお願い

利用料減免制度を利用される方は、以下の点についてご確認くださいませようお願いします。

【減免制度を利用する方（共通）】

- 減免を受ける要件（就学援助を受けている、生活保護世帯である、市民税所得割非課税世帯である）を満たさなくなった場合については、速やかに裏面の「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。

例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合
婚姻により非課税世帯では無くなった場合等

- 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

【就学援助を受けている方】

- 4月に当初に就学援助の申請をされた方は、7月下旬頃に学校より「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」又は「就学援助認定通知」が送付されますので、届き次第速やかにキッズクラブへコピーしたものを提出ください。4月から書類提出までに支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※）
- 年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）

※令和5年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間は、減免適用後の金額をお支払いいただくことで利用ができます。ただし、就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

【市民税所得割非課税世帯の方】

- 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なります。

減免を受ける月	必要な証明書の年度	証明書の請求先
4・5月	前年度の証明書	前年度の1月1日に住所があった市区町村
6月～翌年3月	今年度の証明書	今年度の1月1日に住所があった市区町村

⇒4月から1年間減免を受ける場合は、前年度と今年度の証明書をご提出ください。

- 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

裏面は「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」です。

放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

年 月 日

小山台小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

住 所 _____

保護者氏名
(自署) _____

利用料減免の適用対象から外れたため、下記のとおり申告します。

記

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
利用料減免の 適用外の理由	1 就学援助を受給しなくなったため 2 生活保護世帯ではなくなったため 3 市民税所得割非課税世帯ではなくなったため 4 その他 ()		
事由発生月	令和 年 月		

※事由発生月の翌月から減免が適用されなくなります。

(横浜市・放課後キッズクラブ用)

令和6年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

< 利用申込み >

チェック欄

利用申込書（全利用区分、必須）

保険料（全利用区分、必須）

すくすく【区分2A・B】に登録する場合

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 + 診断書等病気の状況がわかる書類
看護・介護中の方	
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

お子さんに食物アレルギーがある場合

学校生活管理指導表（写）

減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。

【共通】	児童扶養手当証書（写）
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ（写） ※7月下旬以降に提出
	就学援助認定通知（写） ※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
	生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税税額決定・納税通知書(写)
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

<利用区分を変更する場合>

チェック欄

利用区分変更申込書（全利用区分、必須）

新たにすくすく【区分2A・B】に登録する場合（わくわく【区分1】⇒すくすく【区分2A・B】）

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 +
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。

【共通】	児童扶養手当証書（写）
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ （写）※7月下旬以降に提出
	就学援助認定通知（写）※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
	生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税税額決定・納税通知書(写)
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）